

議案第22号

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

外出支援を必要とする者に肝臓の機能の障害がある者を加えるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

葛飾区心身障害者福祉手当条例（昭和49年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第1号中「又は体幹」を「、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害」に改め、同項第3号中「若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫」を「、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓」に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。